

令和6年度障がい者雇用促進フォーラムみえ

# 障害者雇用納付金と助成金

＼らしく、はたらく、ともに／



独立行政法人高齡・障害・求職者雇用支援機構三重支部

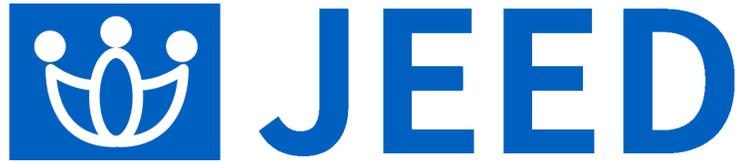
# 本日本話しする内容

1 障害者雇用納付金制度

2 障害者雇用納付金関係助成金

3 JEEDの障害者雇用支援

＼らしく、はたらく、ともに／



**JEED**（※）は、年齢や障害の有無にかかわらず誰もが能力を発揮し意欲をもって安心して働ける社会の実現を目指し、働くことを希望する全ての人々の「らしく、はたらく、ともに」に貢献していきます

※「JEED」は「独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構」の略称です。



JEED事業概要パンフレット

JEED

検索



＼らしく、はたらく、ともに／



独立行政法人

高齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

# JEED三重県内施設案内

## 三重支部

### 三重職業能力開発促進センター

(愛称：ポリテクセンター三重)

〒510-0943 四日市市西日野町4691

TEL：059-321-3171 (代表)

#### ○交通機関

- ・電車／四日市あすなろう鉄道「西日野駅」から徒歩10分
- ・三交バス／近鉄「四日市駅」「南日永經由笹川団地行、笹川テニス場行」いずれも「笹川東」下車徒歩5分



### 三重支部／高齢・障害者業務課

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津2階)

TEL：059-213-9255 (代表)

### 三重障害者職業センター

〒514-0002 津市島崎町327-1 (ハローワーク津3階)

TEL：059-224-4726 (代表)

#### ○交通機関

- ・電車／JR：近鉄「津駅東口」から徒歩20分



## 三重職業能力開発促進センター

### 伊勢訓練センター (愛称：ポリテクセンター伊勢)

〒519-0501 伊勢市小俣町明野685

TEL：0596-37-3121 (代表)

#### ○交通機関

- ・電車／近鉄「明野駅」から徒歩10分



1 障害者雇用納付金制度

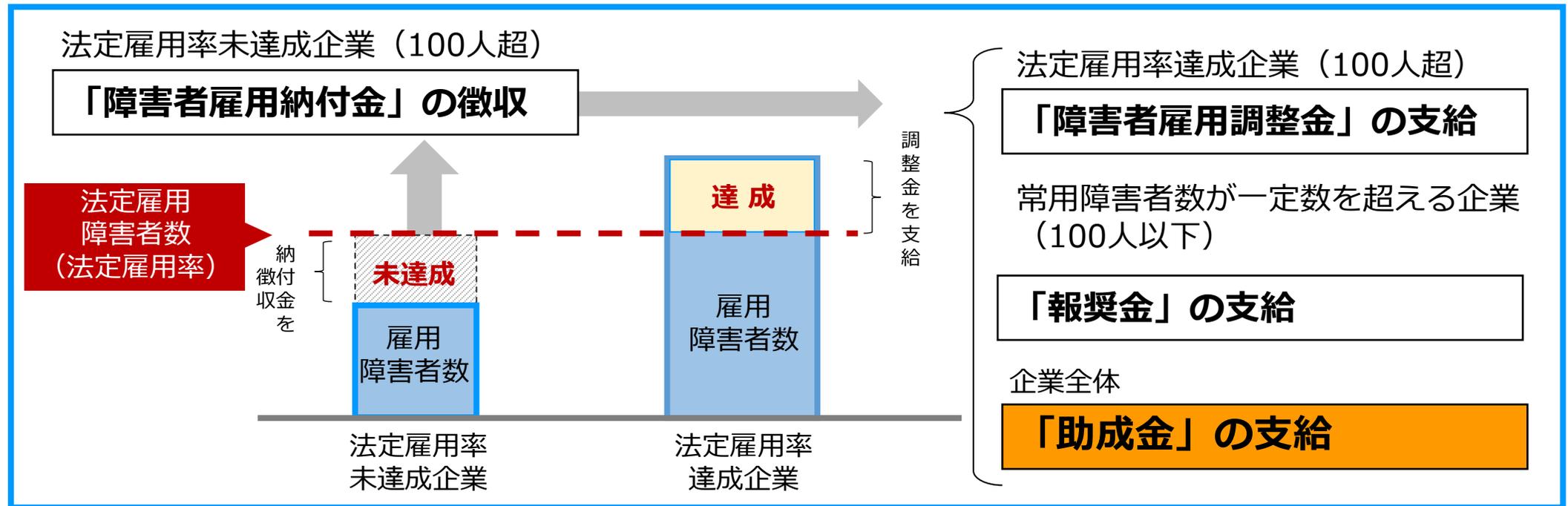
2 障害者雇用納付金関係助成金

3 JEEDの障害者雇用支援

## ◆障害者雇用納付金制度とは

障害者雇用の義務を履行している事業主と履行していない事業主間の、障害者雇用に伴う**経済的負担の調整**を図るとともに、障害者を雇用する事業主に対する助成、援助を行うための制度です。（「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいた制度）

法定雇用率未達成企業から「障害者雇用納付金」を徴収し、法定雇用率達成企業に対して「障害者雇用調整金」を支給します。また、その他報奨金、全ての企業を対象に、障害者の雇用の促進等を図るため「助成金」を支給します。



# 1 障害者雇用納付金制度

令和7年度の申告申請対象期間は、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」です。

常用雇用労働者の総数が100人を超える月(注1)が  
申告申請対象期間内に5か月以上ある事業主(注2)が

はい

納付金申告義務あり

対象障害者数が  
法定雇用障害者数注3を

下回っている

**納付金**の納付が必要

納付金の額 = (法定雇用障害者数 - 対象障害者数)の各月の合計数  
× 1人あたり **月額5万円**

超えている

**調整金**の支給申請が可能

調整金の額 = (対象障害者数 - 法定雇用障害者数)の各月の合計数  
× 1人あたり **月額2万9千円** (※)

(※) 年間総計120人超…月額2万3千円

どちらの場合も

**特例給付金(経過措置：令和7年度限り)**

の申請が可能

経過措置の条件に該当する特定短時間障害者の数  
× 1人あたり **月額7千円** (100人超事業主)

**在宅就業障害者特例調整金**  
の申請が可能

**各種助成金**  
の申請が可能

注1：算定基礎日時点における、除外率適用前の常用雇用労働者数で算定。

注2：「事業主」とは事業活動を行う主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、会社その他の法人組織にあっては法人そのものをいう。  
申告申請に係る事業主の単位は、営業所・出張所等を有する**全ての事業所を含めたもの**となり、原則**法人単位による申告申請が必要**。

注3：法定雇用障害者数は申告申請対象期間中における月々の「常用雇用労働者の総数×2.5%(端数切捨て)」を合計した数。除外率適用を受けている事業所がある場合は適用後の数。ただし、調整金においては除外率は適用されない。

令和7年度の申告申請対象期間は、「令和6年4月1日～令和7年3月31日」です。

常用雇用労働者の総数が100人を超える月（注1）が申告申請対象期間内に5か月以上ある事業主（注2）

いいえ

納付金申告義務なし

## 報奨金の支給申請が可能

- ①「4月から3月までの各月ごとの常用雇用労働者の総数 × 4 / 100の合計数」又は
- ②年間総計で「72人」のいずれか多い数を超える障害者を雇用している事業主

1人あたり**月額2万1千円**（※）

（※）年間総計420人超…月額1万6千円

## 特例給付金（経過措置：令和7年度限り）の申請が可能

特定短時間障害者の数×1人あたり**月額5千円**（100人以下事業主）

## 在宅就業障害者特例報奨金の申請が可能

**各種助成金**  
の申請が可能

## 「常用雇用労働者総数報告書」の提出が必要な場合がある

昨年度は申告義務があり、今年度は申告義務なしとして申告を行わない事業主は、各都道府県申告申請窓口にご提出してください。

注1：算定基礎日時点における、除外率適用前の常用雇用労働者数で算定。

注2：「事業主」とは事業活動を行う主体をいい、個人企業にあってはその企業主個人、会社その他の法人組織にあっては法人そのものをいう。申告申請に係る事業主の単位は、営業所・出張所等を有する**全ての事業所を含めたもの**となり、原則**法人単位による申告申請が必要**。

## ◆令和7年度申告申請の流れ【納付金の申告義務がある事業主（100人超）】

種別	対象期間	申告申請期間	提出方法	納付期限・支給時期
納付金 特例給付金 (経過措置)	令和6年 4月1日 ～ 令和7年 3月31日	令和7年 4月1日 ～ 令和7年 5月15日 (申告申請期限)	<b>【推奨】</b> ● 機構HPから <b>電子申告申請</b>  ● 各都道府県支部の 申告申請窓口へ <b>送付</b> 又は <b>持参</b>	1 全納の場合 <b>令和7年5月15日</b> まで  2 延納の場合 (第1期) 令和7年5月15日まで (第2期) 令和7年7月31日まで (第3期) 令和7年12月1日まで  ◆納付方法◆ ① ペイジー(インターネットバンキング) ② 銀行窓口   <b>令和7年10月～12月に支給</b>
調整金 (特例給付金) (経過措置)				
在宅就業障害者 特例調整金				

**申告申請は  
お早めに**



調整金、特例調整金及び特例給付金(経過措置)は、**申請期限(5月15日)を過ぎた申請**に対しては**支給できません**。



申告義務のない事業主(100人以下)が申請可能な報奨金、特例報奨金及び特例給付金(経過措置)の申請期間は、**令和7年4月1日～7月31日**です。  
こちらについても、**申請期限(7月31日)を過ぎた申請**に対しては**支給できません**。

1 障害者雇用納付金制度

2 障害者雇用納付金関係助成金

3 JEEDの障害者雇用支援

### ■はじめに■

障害者を雇用する際には、作業施設・設備の改善や職場環境の整備、雇用管理制度の整備等を障害特性に応じて行うことにより、障害者各人の能力と適性を十分に引き出すことが重要となります。



障害者雇用助成金は、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき設けられた障害者雇用納付金制度として、**障害者の雇入れや雇用の継続**を行うために必要となる施設・設備の整備や雇用管理の整備等を行う事業主に対して、助成を通じて支援するものです。



### 【JEEDで取り扱っている助成金の内容】

1 障害者作業施設設置等助成金

2 障害者福祉施設設置等助成金

3 障害者介助等助成金

4 職場適応援助者助成金

5 重度障害者等通勤対策助成金

6 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

7 障害者能力開発助成金

8 障害者雇用相談援助助成金

赤枠はJEED三重支部において  
申請・問合せの多い助成金

### 【参考】都道府県労働局・ハローワークで 取り扱っている助成金（雇用保険二事業）

- ・ 特定求職者雇用開発助成金  
（特定就職困難者コース、  
発達障害者・難治性疾患患者  
雇用開発コース）
- ・ トライアル雇用助成金  
（障害者トライアルコース、  
障害者短時間トライアルコース）

### 【障害者作業施設設置等助成金】

#### ◆概要

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等の設置・整備（事務所内のドアの改修、車いす用トイレの設置など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

#### ◆種類

- ▶ 第1種作業施設設置等助成金（工事、購入等による設置・整備）
- ▶ 第2種作業施設設置等助成金（賃借による設置）
- ▶ 第1種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金（加齢に対応した工事、購入等による設置・整備）
- ▶ 第2種中高年齢等障害者作業施設設置等助成金（加齢に対応した作業施設等の賃借による設置）

#### 例1 従業員通用口前スロープの設置

新たに採用する身体障害者（下肢障害：車いす使用）が、事業所の従業員通用口前の段差を上がることが困難であるため、従業員通用口前の段差に車いす対応のスロープを設置

#### 例2 社用車の改造

業務で外出する身体障害者（下肢障害）が、市販の車ではアクセル操作及びブレーキ操作が困難であるため、両腕だけで運転できるように改造

### 第1種作業施設設置等助成金、第2種作業施設設置等助成金

#### ◆支給の要件

##### 支給対象となる障害者

- ・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
- ・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・精神障害者

※在宅勤務の場合は、生活空間と明確な区別ができないもの、私用で使用するもの、支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等を購入する場合又は支給対象障害者、その配偶者若しくはその一親等の親族が所有する作業施設等に工事等を実施する場合は対象外。

##### 支給対象となる措置

障害者の障害特性による就労上の課題を克服・軽減するための作業施設等（作業施設、附帯施設、作業設備）の設置・整備

- 作業施設・・・作業、就労する施設・場所
- 附帯施設・・・作業施設に附帯する施設（トイレ、スロープ、自動ドア等）
- 作業設備・・・作業、使用する設備・機器等

### 措置の ポイント

支給対象障害者の**雇入れ、継続雇用のため**、支給対象作業施設等の設置又は整備を行う必要があると認められる**必要最低限の措置**が対象。

- ◎ 支給対象となる作業施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し作業を容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる附帯施設は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し就労することを容易にするために配慮された施設であること
- ◎ 支給対象となる作業設備は、支給対象障害者の障害特性による課題を克服し、次に該当する設備であること
  - ・ 支給対象障害者の作業を容易にすることを目的として製造された設備（視覚障害者用拡大読書器等）
  - ・ 支給対象障害者の作業を容易にするために改造を加えた設備（改造部分のみが対象）
- ◎ 事業に本来必要な施設・設備と判断されるものは対象外
- ◎ 安全管理に必要な施設等については、事業を営むために本来必要な作業施設等に該当するため、原則として対象外

## 2 障害者雇用納付金関係助成金

### 助成率、支給限度額、支給期間

※対象費用は、作業施設等の設置・整備に要する対象部分の費用

助成金名	助成率	支給限度額	支給期間	特記事項
第1種作業施設設置等助成金	対象費用の 3分の2	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき450万円まで (作業施設、附帯施設、作業設備の合計)</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき150万円まで (中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者1人につき450万円まで)</li> <li>短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> <li>1事業所あたり一会計年度につき合計4,500万円まで</li> </ul>	—	対象障害者の雇い入れ、職場復帰、人事異動等から6か月以上経過しており、作業施設等の設置・整備を行う十分な必要性がないと判断される場合は、対象となりません。
第2種作業施設設置等助成金		<ul style="list-style-type: none"> <li>対象障害者1人につき月13万円まで</li> <li>作業設備の場合、対象障害者1人につき月5万円まで (中途障害者に係る職場復帰のための作業設備の場合、対象障害者1人につき月13万円まで)</li> <li>短時間労働者または特定短時間労働者である場合の支給限度額は対象障害者1人につき上記の半額</li> </ul>	3年間	

※短時間労働者である場合の支給限度額については、重度身体障害者、重度知的障害者または精神障害者は除きます。

### 【事例】 第1種作業施設設置等助成金

【対象者】 身体障害者

【事例】

身体障害者（運動機能・移動機能障害2級）であるAさんは、パソコン入力業務従事者として、B社に採用されました。

Aさんは、杖や車椅子を使用し、自動車通勤していましたが、B社の駐車場は砂利で段差があり、また、事務所やトイレも開き戸のドアであったため、駐車場から事務所まで、又は事務所内の移動、入退室も一人では困難な状況でした。

そこでB社は、Aさんが使用する駐車場部分の舗装・段差解消工事を行い、事務所及びトイレのドアをスライド式に改修するとともに、トイレに手すりを設置しました。

その結果、Aさんは、通勤及び事務所内の移動が一人でできるようになり、円滑に勤務することが可能となりました。

※同様の措置を行っても、その他の要件に合致せず助成金の対象とならないケースもあります。

### 【障害者介助等助成金】

#### ◆概要

障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な措置（職場介助者の配置、手話通訳・要約筆記等担当者の委嘱など）を行う場合に、その費用の一部を助成します。

#### ◆種類

- ▶ 職場復帰支援助成金
  - ▶ 中途障害者等技能習得支援助成金
  - ▶ 中高年齢等障害者技能習得支援助成金
- ▶ 職場介助者の配置又は委嘱助成金（▶ 継続措置、▶ 中高年齢等措置）
- ▶ 手話通訳・要約筆記等担当者の配置又は委嘱助成金（▶ 継続措置、▶ 中高年齢等措置）
- ▶ 職場支援員の配置又は委嘱助成金（▶ 中高年齢等措置）
- ▶ 健康相談医の委嘱助成金
- ▶ 職業生活相談支援専門員の配置又は委嘱助成金
- ▶ 職業能力開発向上支援専門員の配置又は委嘱助成金
- ▶ 介助者等資質向上措置に係る助成金
- ▶ 重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金

赤枠はJEED三重支部において  
申請・問合せの多い助成金

#### 例 職場介助者の配置

疾病のため途中で視覚障害者となり、職場復帰後、技術職から事務職に配置転換することになったが、障害により、文書の作成や社外での打合せなどの職務を遂行することが困難であったため、これらの業務を直接サポートする職場介助者を配置

### 職場支援員の配置又は委嘱助成金

#### ◆支給の要件

##### 支給対象となる障害者

- ・身体障害者（特定短時間労働者については重度身体障害者に限る）
- ・知的障害者（特定短時間労働者については重度知的障害者に限る）
- ・精神障害者
- ・発達障害者
- ・難病等にかかっている方
- ・高次脳機能障害のある方  
（※在宅勤務の場合も対象）

##### 支給対象となる措置

業務の遂行に必要な援助又は指導の業務を行う職場支援員の配置又は委嘱

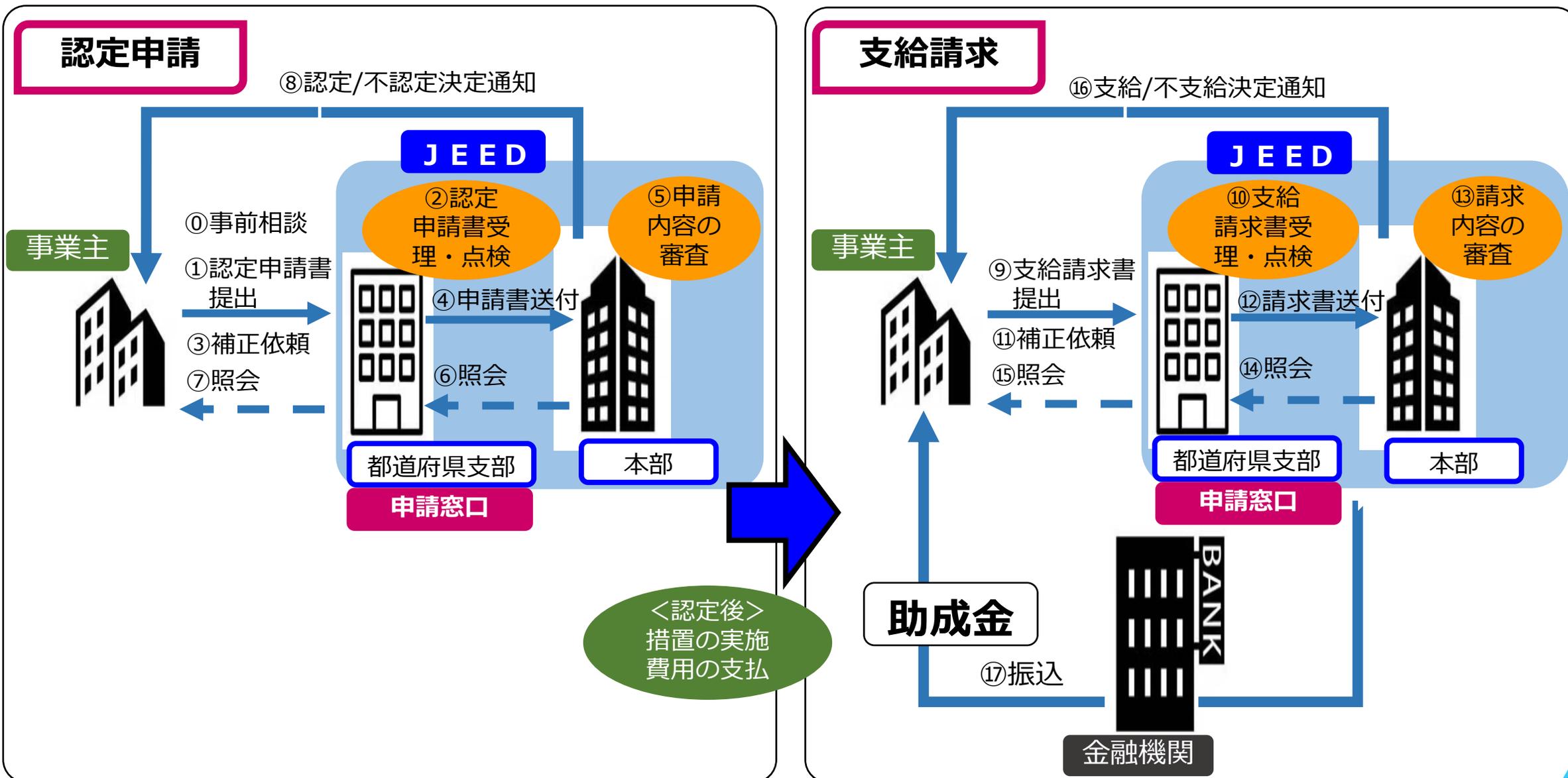
#### 措置の ポイント

- 「配置」
- ◎ 支給対象障害者が勤務する**同一の事業所で勤務し、常時見守りつつ、必要に応じて面談や就業上の支援ができること**
  - ◎ 支給対象期間中に本助成金などの支給対象者として支援する障害者の人数の合計が3人以下であること
- 「委嘱」
- ◎ 委嘱される方が障害者の就労・定着支援に係る業務を行うこと
  - ◎ 支給対象障害者に対する面談を申請事業主の事業所に訪問して行うこと

### 支給限度額等、支給期間

支給限度額等	支給期間	特記事項
<p>《職場支援員の配置》</p> <p>①一般労働者への配置 1 人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業は月 4 万円</li> <li>・ 中小企業以外は月 3 万円</li> </ul> <p>②短時間労働者への配置 1 人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業は月 2 万円</li> <li>・ 中小企業以外は月 1 万 5 千円</li> </ul> <p>③特定短時間労働者への配置 1 人につき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業は月 1 万円</li> <li>・ 中小企業以外は月 7 千 5 百円</li> </ul> <p>《職場支援員の委嘱》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委嘱による支援（訪問面談） 1 回あたり最大 1 万円・月額 4 万円まで</li> </ul>	<p>2 年間                      （対象障害者が精神障害者である場合は 3 年間、企業                      在籍型職場適応援助者助成                      金の支給に係る支援に引き                      続き措置を行う場合は 6 か                      月）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象障害者の雇入日</li> <li>・ 勤務時間延長日</li> <li>・ 配置転換日</li> <li>・ 業務内容変更日</li> <li>・ 職場復帰日</li> <li>・ 企業在籍型職場適応援助者助成金の支援終了日の翌日</li> </ul> <p>上記の日から 6 か月以内に支援を開始することが要件です。</p>

### ◆ 助成金の認定申請から受給までの流れ



### ◆各種助成金のパンフレット等のご案内

#### 各種助成金パンフレット



#### JEEDホームページ



パンフレットや各種助成金の申請様式はJEEDホームページからダウンロードできます。

JEED 障害者助成金

検索



1 障害者雇用納付金制度

2 障害者雇用納付金関係助成金

3 JEEDの障害者雇用支援

## 三重障害者職業センターにおける障害者雇用に関する支援

### 1 障害者に対するサービス

#### ◆職業評価・職業相談

就職の希望等を把握した上で、職業能力等を相談・評価し、これらを基に、就職して職場に適應するために必要な支援内容・方法等を含む個々人の状況に応じた「職業リハビリテーション計画」を策定します。

#### ◆職業準備支援

障害者職業センター内で作業体験、職場準備講習、社会生活技能訓練等を行うことにより、事業所で必要とされる基本的な労働習慣の体得、作業遂行能力の向上、コミュニケーション能力・対人対応力の向上を図ります。職業準備支援の修了後、ハローワークによる職業紹介、ジョブコーチによる支援（下記参照）、企業での職場実習等につなげていきます。

### 2 障害者及び事業主に対するサービス

#### ◆ジョブコーチ（職場適應援助者）による支援

障害者がスムーズに職場適應できるように、ジョブコーチを事業所に派遣し、障害者及び事業主に対して、障害特性を踏まえた直接的・専門的な支援を行います。

#### ◆リワーク支援

うつ病等により休職されている方や休職されている方の復職を考えている事業主に対して、主治医等と密接な連携のもと、職場に戻るためのウォーミングアップ支援や職場復帰に向けたコーディネートを行います。

### 3 事業主や関係機関に対する助言・援助サービス

◆事業主に対しては、障害者雇用の相談や情報提供を行うほか、障害者の雇用に関する事業主のニーズや雇用管理上の課題を分析し、必要に応じ、「事業主支援計画」を作成して、雇用管理に関する専門的な助言・援助を体系的に行います。

◆障害者就業・生活支援センター、就労移行支援事業者等関係機関に対しては、支援計画の策定や支援の実施方法、他機関との連携方法等の職業リハビリテーションに関する専門的・技術的な助言・援助を行っています。

## 障害者雇用に関する事例紹介・参考資料等

### 障害者雇用事例リファレンスサービス

#### ◆ 障害者雇用事例リファレンスサービスとは ( <https://www.ref.jeed.go.jp/> )

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構では、障害者雇用について創意工夫を行い積極的に取り組んでいる事例（モデル事例）や合理的配慮の提供（障害の特性や本人の希望・ニーズに応じて個別に配慮している取組）に関する事例を収集し、ホームページ「障害者雇用事例リファレンスサービス」で紹介しています。

#### ▼ ホームページ検索画面



事例を検索

業種別や障害種類別、事業所規模別などで事例を検索できます。

年度	事業名称	テーマ	事業内容	従業員数	業種	障害者雇用人数
2022	株式会社***** 株式会社	無言者の感情をひたげなアビリティックで心のデモンストラーション	個別の思いや気持ちで、音、視覚情報			
2022	株式会社*****	遠征サービスを支え「生産性」を高める取組	情報通信サービス			
2022	株式会社*****	地域をつなぐ、「製造業」に働く主婦	製造物加工品の輸入・製造・販売	50人~100人	知的障害	1名
2022	***** 株式会社	グループの一員として仕事にチャレンジできる人づくり	事務経理・工場などの清掃の正社員、日勤	50人~100人	聴覚・言語障害、発達障害、知的障害、精神障害	2名

検索条件に該当する事例の一覧が表示されます。

見たい事例を選択

事業名称	株式会社***** (法人番号:*****)
業種	情報通信業
所在地	東京都東京都
事業内容	情報通信サービス事業
従業員数	200名
うち障害者数	4名

障害	人数	従業員
聴覚障害	1	事務経理
知的障害	4	事務経理、販売業務

個別の事例ページが表示されます。

JEED 障害者雇用事例 検索

## 障害者雇用に関する参考資料等



○「障害者雇用マニュアル コミック版（No.1～6）」  
障害者雇用に関する問題点の解消のためのノウハウや具体的な雇用事例を、障害別にコミック形式でまとめたマニュアルです。



○啓発誌「働く広場」  
障害者雇用事業所の職場ルポ等最新の雇用事例を中心に、身近な障害者雇用問題を取り上げた事業主様向けの啓発誌。（毎月25日発行）



○「障害者の労働安全衛生対策ケースブック」  
障害者の雇用管理や雇用形態、職場環境、職域開発などについて事業所が創意・工夫して実践している取組を、テーマ別にとりまとめて紹介しています。



○「はじめての障害者雇用～事業主のためのQ&A～」  
・障害者雇用はどのように進めればいい？  
・どのような仕事をしてもらったらいい？  
など、企業の方が障害者雇用を進めるにあたって直面することが多い不安などに対して、具体的な方策や関連情報をQ&A形式で解説していますのでぜひご活用ください。

ご清聴いただきありがとうございました。

／らしく、はたらく、ともに／

